

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年7月16日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 業務概要

### (1) 業務名

サービス産業活性化支援事業業務委託

### (2) 業務内容

サービス産業事業者を対象とするキャッシュレス決済試験導入モニター調査、並びに生産性向上セミナー及び個別相談を行う。

### (3) 契約価格の限度額

9,790千円（税込み）

## 2 契約期間

契約日から令和7年3月24日

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 直近1年間において県税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

## 4 選定基準等

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

## 5 手続等

(1) 担当部局

静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2512 電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年7月16日（火）から令和6年7月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所

(1)及び静岡県商工振興課ホームページ上

(3) 説明会

説明会は開催しない

(4) 提出書類等

ア 提出書類

企画提案書、見積書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限及び提出方法

令和6年7月30日（火）午後5時まで 持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所

(1)に同じ

(5) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案募集要項に記載された日時及び場所で開催

6 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は企画提案募集要項による。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要